

経費区分	主な経費	発注書 契約書	納品書 完了報告書	請求書 (写し)	支払い証明 (写し)	写真・成果物 その他	(参考) 処分制限期間
機械装置・システム費	太陽光発電・蓄電池導入	●	工事完了報告書	●	●	取得物の画像 ※様式第7号の記載対象となる取得財産は、標章を貼付した画像 (高所で撮影が困難な場合は、該当物と標章が一緒に収まるように撮影でも可)	【太陽光発電】(自家発電電力の用途による) 自動車・同附属品製造設備の稼働に利用の場合9年、その他は10年 【蓄電池電源設備】6年
	機械装置等購入・設置工事費	●	工事の場合は、完了報告書	●	●	取得物の画像 ※様式第7号の記載対象となる取得財産は、標章を貼付した画像	種類・細目による
	車両(公道を走行する車両)	●	●	●	●	①取得物の画像(登録番号および車種がわかる画像「別紙2」資料あり) ※様式第7号の記載対象となる取得財産は、標章を貼付した画像 ②自動車検査証の写し(「所有者および使用者の氏名・住所」は原則、「申請者」と同一であることが必要)※例外の場合あり ③更新(買替)を証明する書類※特に証明書類が無い場合は「自動車等更新(買替)報告書」を提出(参考)テンプレートあり https://www.tonio.or.jp/info/beyond-saitakugo/#template	「別紙2」中段参照
	車両(フォークリフト等) ※登録番号のない車両	●	●	●	●	取得物の画像 ※様式第7号の記載対象となる取得財産は、標章を貼付した画像	フォークリフト：4年 その他：用途による
備品購入費	PC・タブレット等		●	●	●	標章を貼付した画像 ※汎用性が高い備品は、10万円未満でも標章は必要	5年
	ソフトウェア		●	●	●	ソフト起動時の画面画像 ※様式第7号の記載対象となる取得財産は、CDおよびケースに標章を貼付した画像(ダウンロードによる購入の場合、画面画像と別添「標章」を一緒に撮影した画像)	5年
	エアコン・空調設備更新工事	●	納品書 もしくは 工事完了報告書	●	●	取得物の画像(本体・リモコン・室外機) ※同一製品を複数購入した場合は、購入物を並べ、1枚の写真に収める(設置済み等の理由で困難な場合は、識別のために各製造番号等の写真を提出) ※様式第7号の記載対象となる取得財産は、標章を貼付した画像	6年
	エコタイヤ		●	●	●	タイヤ装着後(前輪左右・後輪左右)各1本ずつおよび車(全体)・タイヤ(メーカー名・製品名が確認できる画像)計6種の画像「(参考)テンプレート」あり ※消耗品につき、標章の貼付および取得財産管理台帳の提出は不要	消耗品扱いにつき、対象外
改装等工事費	LED照明切替工事	●	工事完了報告書	●	●	工事後の画像 ※様式第7号の記載対象となる場合、標章と工事箇所と一緒に収まるように撮影した画像「別紙3」資料あり	10年
	外壁・屋根等断熱改修工事	●	工事完了報告書	●	●	工事後の画像 ※様式第7号の記載対象となる場合、標章と工事箇所と一緒に収まるように撮影した画像(屋根等高所で撮影が困難な場合は、該当建造物と標章でも可)	10年
	店舗・施設改装工事	●	工事完了報告書	●	●	施工後の画像 ※様式第7号の記載対象となる場合、施工箇所の入口などに標章を貼付したもの	10年

※取得財産に標章の貼付が困難な場合は、取得財産等管理台帳と標章と一緒に保管

国の補助金(CEV補助金・その他該当補助金)の併用について

電気自動車・プラグインハイブリット車・燃料電池自動車・充電インフラ・その他該当対象物について、国の補助金との併用は、補助金の二重交付になるため、どちらかの補助金をお選びいただく必要があります。

※国の補助交付と併せてビヨンドコロナ補助金の支払いを受けた場合、全額を返還していただく場合もありますのでご注意ください。